

令和2年度
法令遵守推進制度に係る報告書

令和3年10月

目 次

1 要望等の記録・公表制度及び公益目的通報制度の運用状況	
(1) 令和2年度の要望等の記録・公表制度の運用状況	1
(2) 年度別の要望等の記録・公表制度の運用状況	2・3
(3) 令和2年度の公益目的通報制度の運用状況	3
(4) 運用状況についての意見	3
2 不当要求行為について	3・4
3 まとめ	4・5
資料	6
資料1 令和2年度法令遵守委員会の開催状況	
資料2 生駒市法令遵守委員会 委員名簿	

1 要望等の記録・公表制度及び公益目的通報制度の運用状況

(1) 令和2年度の要望等の記録・公表制度の運用状況

○要望等の件数

計 76 件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	3	7	7	15	6	11	6	3	3	3	9	3	76

○内訳

1) 各部別

	R2												R3			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計			
市長公室																
総務部	1	1	1	1	2			1								7
地域活力創生部																
市民部			1	1		1	1									4
福祉健康部			2	6		4	2	2	2							18
建設部	1	1	2	2						1	2	1				10
都市整備部	1	5	1	1	4	6	2	1		2	6					29
上下水道部				2								2				4
会計課																
議会事務局																
農業委員会事務局																
選挙管理委員会事務局																
監査委員事務局																
教育こども部										1		1				2
生涯学習部				2												2
消防本部																
計	3	7	7	15	6	11	6	3	3	3	9	3				76

2) 要望者の区別

	R2												R3			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計			
個人(公職者以外)	2	2	2	10	2	4	3		3	1	3	2				34
公職者	1	5	3	4	4	7	3	3		2	6					38
団体・法人			2	2						1		1				6
計	3	7	7	16	6	11	6	3	3	4	9	3				78

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない場合がある。

3) 要望等種類別

	R2												R3			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計			
要望・依頼	2	4	3	7	3	6	1	2	1	2	3	3				37
相談	1	1	1		1	4	3			1	3	2				17
意見・苦情		1	2	10	2	4	3	2	3		3	1				31
提言・提案				1				2								3
その他		1	1						1							3
計	3	7	7	18	6	14	7	6	5	3	9	6				91

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない場合がある。

(2) 年度別の要望等の記録・公表制度の運用状況

○要望等の件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成28年度	4	5	2	1	3	1	1	1	3	0	4	8	33
平成29年度	18	32	15	15	13	13	9	9	6	7	7	6	150
平成30年度	5	21	19	11	10	11	13	3	5	3	9	3	113
令和元年度	6	10	14	8	6	8	4	5	4	4	7	3	79
令和2年度	3	7	7	15	6	11	6	3	3	3	9	3	76

○内訳

1) 各部別

	市長公室	総務部	地域活力創生部	市民部	福祉健康部	建設部	都市整備部	上下水道部	会計課	議会事務局	農委事務局	選管事務局	監査事務局	(旧)教育振興部教育こども部	生涯学習部	消防本部	計
平成28年度		13	2		8	1	7						1	1			33
平成29年度	9	16	15	19	14	31	30	4				3		5	4		150
平成30年度	3	25	22	4	8	17	20	3				1		2	6	2	113
令和元年度	2	15	5	6	9	14	18					3		2	4	1	79
令和2年度		7		4	18	10	29	4						2	2		76

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない場合がある。

2) 要望者の区別別

	個人(公職者以外)	公職者	団体・法人	計
平成28年度	27	4	2	33
平成29年度	47	96	10	153
平成30年度	41	64	14	119
令和元年度	33	45	6	84
令和2年度	34	38	6	78

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない場合がある。

3) 要望等種類別

	要望・依頼	相談	意見・苦情	提言・提案	その他	計
平成28年度	17	2	12	1	2	34
平成29年度	85	19	32	7	9	152
平成30年度	59	20	17	1	24	121
令和元年度	56	5	15	1	5	82
令和2年度	37	17	31	3	3	91

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない場合がある。

4) 不当要求行為の可能性が有りと記載されたもの

	全件数	不当要求可能性 有りの件数
平成28年度	33	0
平成29年度	150	0
平成30年度	113	0
令和元年度	79	1
令和2年度	76	3

(3) 令和2年度の公益目的通報制度の運用状況

1) 公益目的通報の件数 1件

2) 公益目的通報相談の件数 0件

(4) 運用状況についての意見

令和2年度は、76件で前年度とほぼ同数の報告となり、2年連続で年間100件を下回る結果となった。各部別では、例年報告があった市長公室、地域活力創生部等で本年度は報告がなかったが、福祉健康部及び都市整備部から前年度を大きく上回る数の報告があった。月別の件数を見ると、本年度の7月及び9月以外の各月については、10件未満の状態であったことから、報告状況を注視し、今後も継続して適正な制度運用を図るよう努められたい。なお、職員の中で「書かなくてもいい」あるいは「書きにくい」という雰囲気があることも、この3年間の減少傾向の原因となっているように思われる。

要望者の区分別では、個人からと公職者からの要望等が約半数ずつを占めているが、公職者からの要望等は年々減少しており、平成29年度と比較すると58件も減少している。これまでの運用状況から判断して、前年度と比較しても減少しており、本来記録すべきものが記録されていない可能性は否定できず、公職者からの要望等については要望のみならず、単なる意見や問合せも含めて全てを記録する運用としており、確実に記録するよう、徹底されたい。

また、不当要求行為の可能性が「有」とされている要望等が3件あったが、その他の要望等についてもその可能性を秘めている事例も散見された。それらの事例についても、適切に記録し、今後も本制度の適切な運用について徹底されたい。

市の事業等における法令違反等の事実について、職員等からなされる通報である公益目的通報は、本年度については1件あった。本制度の創設から13年となるが、初めてのケースであり、生駒市法令遵守推進条例等関係規定に基づき同通報を受理し、生駒市法令遵守推進条例に基づく調査を実施し、その結果を令和3年3月3日付で市長に報告した。

2 不当要求行為について

(1) 不当要求行為の可能性の記載状況

平成30年度及び前年度の報告書でも取り上げた内容であるが、本年度においても依然として

不当要求行為の可能性が否定できないような要望等について、不当要求行為の可能性が「無」で報告されているものもあるように思われた。日常的に市民サービスを行う中で、要望等を受けて対応している職員にとって、不当要求行為の可能性が有るような要望等であっても、不当要求の可能性について意識せず対応していることもあるとは思うが、どういった行為が不当要求行為に当たるのか、不当要求行為に対してはどういった対応をとるべきなのか、確認されたい。

(2) 不当要求行為に対する措置

では、実際に不当要求行為を受けた時の対応についてであるが、生駒市法令遵守推進条例第10条に定めがある。

○生駒市法令遵守推進条例

(不当要求行為に対する措置)

第10条 市長は、明らかに不当要求行為があったと認めるときは、当該不当要求行為を行った者に対する書面による警告、捜査機関への告発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、不当要求行為を行った者が不当要求行為を中止しないときは、当該不当要求行為を行った者の氏名、不当要求行為の内容、講じた措置の内容その他の事項について公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該不当要求行為を行った者にその理由を通知し、意見を聞くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、要望等が不当要求行為であるかどうかを判断できない場合において必要があると認めるときは、委員会に諮問するものとする。

5 市長は、前項の規定による諮問をしたときは、委員会の答申を尊重して、当該要望等に対して必要な措置を講じなければならない。

受けた要望等が不当要求行為であるとき、又は不当要求行為の可能性があるときは、独自で判断して対応するのではなく、組織としてこの法令遵守推進制度にのっとって毅然とした対応をするよう努められたい。要望等記録に記載すべき内容は、不当要求行為の「可能性」の有無であって、条例の定める不当要求行為に該当する行為の有無である。「有」の場合には、組織的な対応を取るための手続が条例で定められている。改めてその手続を周知し、不当要求行為であるか判断できない場合には、本委員会も積極的に活用していただきたい。

3 まとめ

平成28年度に委員会から市長に対し、法令遵守推進制度の運用に関して意見書を提出し、平成29年度にはそれまで大幅に減っていた要望等記録の報告件数が150件まで回復したが、平成30年度から3年度連続して減少傾向にあることは気になる点である。前年度の報告書において、「要望等が複雑になっており、単純に件数が減少していることだけが問題とは思わないが、本年度の要望等記録報告の件数が平成29年度の報告件数の半数近くまで減少している」との指摘をした。本年度もほぼ同数の件数にとどまっていることは、コロナ禍により窓口での要望等は減少したことと考えられるが、電話等による要望等を含めれば減少要因がそこにあるとは考えにくい。継続した減少傾向は、運用状況の意見でも述べたように「書かなくて

もいい」「書きにくい」という職員の意識が影響しているように思われる。本制度について周知徹底し、適正な運用に努められたい。また、公職者からの要望等については、全ての要望等を記録することとする運用になっており、これについても引き続き徹底されたい。

不当要求行為の可能性「有」とする要望等記録が3件と、近年では最も多くあったが、これ以外に条例に定める不当要求行為に該当するのではないかと思われる事例が散見された。可能性「有」とする要望等記録を作成することに職員が躊躇する何らかの理由があると思われる。例えば、可能性「有」にすると部局長にとどまらず理事者の決裁が必要となることが心理的にプレッシャーになっているようでもある。本制度の趣旨が生かされるよう制度変更の必要性も検討されたい。

公益目的通報制度については、本条例制定後初めての通報があった。前例がない中で、本年度の委員会の多くの時間を割き、慎重に処理を行った。

本制度の適正な運用を今後も持続させていくためには、継続的に周知啓発に取り組む必要がある。前年度実施した職員研修は、制度の周知徹底を図るうえで有効な手段であり、今後も定期的に行うことが必要である。

また、ここ数年にわたって本委員会の中でも度々議論してきた学校・園で受ける要望等についての記録及び報告について、本年度は公益目的通報の処理にかかりきりになり、検討できなかつた。保護者対応や、コロナ禍の中での学校を取り巻く厳しい環境、要望等記録の内容によっては教職員の評価に繋がるのではないかといった懸念などを踏まえた上で、実効的な方法の検討は引き続いての課題であろう。

資 料

<資料1>令和2年度法令遵守委員会の開催状況

△	開催日	会議内容
第1回	令和2年6月16日(火)	○運用状況に係る協議 ○令和元年度報告書(案)に係る協議
第2回	令和2年7月13日(月)	○運用状況に係る協議 ○令和元年度報告書(案)に係る協議
第3回	令和2年8月11日(火)	○運用状況に係る協議
第4回	令和2年9月1日(火)	○運用状況に係る協議
第5回	令和2年9月23日(水)	○運用状況に係る協議
第6回	令和2年11月4日(水)	○運用状況に係る協議
第7回	令和2年12月1日(火)	○運用状況に係る協議
第8回	令和3年1月18日(月)	○運用状況に係る協議
第9回	令和3年2月22日(月)	○運用状況に係る協議

<資料2> 生駒市法令遵守委員会 委員名簿

(敬称略)

△	氏名	
委員長	丹羽徹	大学教授
委員	九鬼康夫	元行政職員
委員	八木正雄	弁護士

